

幼兒保護事業 (二)

夏期講習會に於ける筆記大要 II 内務省囑託

小澤

一

序論

(一) 最近の社會的趨勢と幼

兒保護問題

社會的生活……近時我國に於ても、社會問題、兒童保護又は幼兒保護等の事が段々唱へられるやうになつて來たが、是等の事は何ういふ意味のものであるかその眞の知識がまだ普及してゐないと思ふ。元來是等のことは、東西共何れも永い歴史を経て人類の社會的變遷が生んだものである。昔は人間の生活は單純且つ容易であつたが、今では社會的協同生活と人口増殖、經濟的變遷、生活困難等の事に依り、善し惡し共に社會的影響を受けることが非常に多くなり、さうして協同扶助の生活をなさねばならぬこととなつた。即ち吾人の生活が社會的になつて來たのであつて、茲に貧困其他社會生活に重大關係ある

種々の問題が起つて來た。さうしてこれを救濟し、人類社會の福祉を増進せんとする種々の事業、運動が發達し來つたのである。其故に吾等は今の社會を了解することが必要であつて、さうして互に吾人の内的生活を辿ると共に此の社會生活に貢獻する働をなさねばならぬ。今日では吾人の個人生活、家庭生活より、一國の事に至る迄社會生活といふことがその一基調となつて居るのであつて、政治、産業、教育、宗教衛生等協力して社會國家の福祉と發達を圖つて行かねばならぬ。是等社會問題、社會事業等の意義については後に尙説明すべきも、社會事業とは單に救貧其他消極的な事業ではなく、慈惠博愛の精神に立つて、社會の福祉、國力の増進を圖る積極的公共事業である。社會事業中でも殊に兒童保護がさうであり、幼兒保護に至つては一層さうである。

歐米の社會事業……社會問題の劇甚なことは從來歐米諸國の長い歴史上の事實であるが、我國にも近

年愈々此の社會的變動が著しくなつて來た。これは社會國家の生活が、複雑になつた物質文明の結果であつて、當然のことである。歐米に於て社會事業が非常に發達し來つた事には種々の理由があるが、此の社會問題が早くから劇しかつた事も其の一因である。さうして歐米にては最も美しい博愛的事業として又社會國家の福祉と國力振興の根本策として各國共社會事業に至大の力をそゞぎ、非常なる發達を遂げ來つた。殊に歐洲大戰の前後に於て各國共社會問題を政治經濟産業、教育等の根本として最も重大視し、戰後國力の恢復、増進の基礎として益々社會事業殊に兒童保護に各國競つて最大の努力を傾注してゐる。英國は大戰參加と共に舉國一致し、國家の運命を賭して戦ひ實に辛い經驗を嘗めた。さうして戰爭最中に宰相ロイド、ジョージを始め一方國力の涵養について、極めて苦心經營した。即ち新たに改造省を設けて國家の經營に當てた。改造省に依り若くは他との協議によりて出來た主要な計畫として、國民義務教育の擴張と妊産婦及乳兒保護の法案が通過した。戰爭半の一九一七年と一九一八年に前者は健全なる國家發達の基礎として國民教育の完成を期

し、後者は大戰に依る人口の損失を救ひ國力増進の基礎を樹てんとしたものである。英國は從來とても義務教育の完成に力をつくしたのであるが、獨逸が多年行ひ來つた處に依つて更に補習教育を義務教育とし中等教育を受けず、徒弟其他勞働に従事するものには十八歳迄義務として補習教育を受けしむることゝした。妊産婦及乳兒保護の法律は妊産婦及乳兒が凡べて公共團體の手によつて周到なる保護を受け得ることゝし、全國に妊婦及乳兒保護委員を選定することゝなつた。又米國に於ても大戰時中大統領ウエルソンを始め識者は全國民の三分一以上を占むる兒童の徹底的保護教養に努むることが戰爭に對する國民の後援に次で最も愛國的行動なりと信じた。米國は一九一六年四月八日に參戦し一九一八年四月八日より十九年四月八日迄一ケ年を兒童年と稱し、勞働省の兒童局が主となつて兒童保護の運動を行つた。其のモットーは「健全なる兒童は偉大なる國家の礎なり」と云ふのであつた。又翌年政府は華盛頓に米國兒童保護協議會を開き聯合國よりも參列を求め、協議の結果兒童保護最低標準を定めた。これによりて米國政府は凡ての兒童の保護即ち母性、嬰兒、幼

兒より始め、學童勞働少年其他特別注意を要する兒童等凡ての兒童を丁年迄徹底的に保護する標準を攻究し、各州是に基いて法律を制定するに至らしめんとするのが協議會の目的であつた。さうして協議會で最低標準を定めた上、各都市に於て宣傳的協議會又は講演會を開いた。是等は英米等の外、歐洲諸國に於ては何れも戦後の經營、國力恢復及増進の根本として兒童保護殊に幼兒保護の施設及幼兒福祉増進運動に各國共重大の努力をなして居る。

幼兒保護問題の重要……以上は最近に於ける社會國家の趨勢と兒童保護事業につき一言したのであるが、幼兒保護事業は極めて深大の意義がある。社會國家の問題であり國家的の事業運動である。幼兒保護とは大體幼兒の保護施設と福祉増進運動とであると言ひ得る。而してその内容の如何について幼兒保護事業の種々なる施設及運動の目的並組織と共に先づ此の事業及運動の基礎となつて居る幼兒保護問題と幼兒保護の科學的研究とを併せて述べねばならぬ。然らざれば幼兒保護問題についての眞の知識を得、その精神を了解して斯業に盡す力を得ることが出来ないと思ふ。

(二) 社會事業の變遷と幼兒保護

社會事業の變遷……慈惠救濟の事業は東西共に往古より起り宗教其他博愛的精神により貧窮孤獨の老幼を救ひ來つた。斯く救濟事業は最も古いものであるが、近代に至る迄は主として個人的救濟を唯一の理想とし來つた。然るに近世の社會並思想上の變遷に依り救濟事業の觀念は非常に變化をなすに至つた。近代の最大なる進歩は科學的知識の發達であり、經濟學社會學等の研究が文物制度の上に大なる影響を現はした。近世の産業革命は經濟的社會的變動より延いて道德、教育、政治其他學術文化の諸方面に社會的觀念の發達を促し、其結果救濟事業も社會公共的福祉を其理想とするに至り、一面に社會政策研究の勃興を見るに至つた。即ち救濟事業は道德、宗教、政治、經濟、教育、衛生と共に科學的研究と社會的變遷の影響を受け茲に近代の社會事業が發達し來つた。斯くて歐米各國は何れも社會福祉及國力増進の目的を以て大に社會事業に力を用ひ、非常なる

發達を遂ぐるに至つた。

換言すれば昔時の斯業は所謂慈惠救濟の事業であつて個人救濟を主眼とせるが近代に至り産業の改革人口の増殖及都會集中等より生活難、貧民の増加其他種々なる社會問題を惹起した。これが爲め社會事業は貧困其他の弱者劣敗者救濟の問題を社會公共的見地より攻究し、社會共存の思想に基き相互扶助の精神によりて社會の根本的改良をなし福祉増進を圖ることが社會事業の任務となつた。斯くして斯業は社會の全般に互り社會改良の諸問題を根本的組織的に攻究することゝなつた。然も社會事業の精神は人道博愛であり其根本は信念でなければならぬ。斯くして斯業は救貧より進んで防貧の方面に最も力を用ふる事となり、是と共に近代の社會事業は社會改善の根本として最も兒童の保護を重んずるに至つた。社會事業は極めて組織的の發達をなし來り、其の部門は大別して(一)救貧事業(二)醫療及衛生、職業保護其他經濟的保護に關する防貧事業並に勞働者福祉事業、(三)社會教化事業及(四)兒童保護事業とに區分し得る。

社會の根本的改良としての兒童保護……『豫防の

爲めの一オンスは救助の爲めの一磅に値す』といふことは近代社會事業の信念である。救助でなくして豫防が近代社會事業の原則であり、姑息的慈善でなく根本的社會改良が現代の要求である。此處に於て斯業は兒童より出立するを最良とし、近代社會事業は兒童に最も力を用ふることゝなつた。兒童は實に將來の大人を豫言する。兒童は成型的資料であつて、善くも悪くも型とられる。彼の可能性は偉大であるが機縁を得なければ萎縮する。兒童のためにより多くの時と力を費すほど是が即ち繼續的且つ適當な資本となる。儲、兒童福祉の保護と言へば充分な身體的、精神的道德的發達を包含する。兒童期は準備時代であつて人間が其後に完成する處のものは寧ろ僅かである。社會は自己の改良のためにその勢力を種種に撒き散らすのを廢めて、宜しく是を一層兒童の上に集中すべきである。然らば同一勢力を以て、他の何れの途に依るものよりも、よりよき成果を實現し得やう。

兒童保護問題と幼兒保護……慈善博愛の精神より發した救濟事業が前述の如く近代に及んで社會の根本的改良を主眼とし、政治、産業、教育、衛生等と

關聯し、社會問題の全部に亙つて極めて組織的、科學的に攻究し施設せらるゝ事となつた。さうして兒童保護事業は社會の根本的改良の捷徑として、又社會事業の基礎として最も重んぜられる。これは社會事業問題に根本的科學的研究の結果であつて、兒童保護問題は兒童の出産死亡其他人口増減の考察、兒童の保健、教育、遊戲並教化等の一般的保護問題其他盲啞低能兒白痴兒、勞働兒童、不良少年、棄兒孤兒貧兒等の特殊的保護に至る迄諸方面の兒童問題に及んで居る。更に兒童發達の時期によりて考察すれば胎兒、乳兒及幼兒の保護、學齡兒童の保護並學齡後の兒童の保護と區分することを得。

楮、社會事業とその根本である兒童保護事業の組織は上述の如くであるが、幼兒保護問題は社會問題に於て最も基本的の位置を占める社會の改良、國力の増進の基礎となるものは次代の國民たるべき兒童殊にその基本たる幼兒の保護にある。然るに近代の社會状態なる生活難の増大、勞働者殊に婦人勞働者の慘狀都會生活の病弊等は何れも幼兒の健全なる發達を阻害し、且つ低能兒、白痴、不良少年の劇増を來す事が科學的研究に依り、益々明瞭となり來つた。

殊に歐米に於ては夙に人口並國民體位の消長に著眼し、幼兒殊に乳兒死亡の高率が最も國力消長に重大關係あることを覺り、是が保護に向つて大なる力を傾注し、徹底的に保護の方法を講じ、著々偉效を奏しつゝある。斯くの如く幼兒保護事業は社會事業の基礎にして最も重大なるものである。幼兒保護は胎兒乳兒の保護に溯り、妊産婦、母の保護を併せ行ふのである。生後滿一歳又は三歳迄を嬰兒、幼兒等と稱し、此の時期は最も哺育と健康上の保護を要するのであるが、學齡前迄は幼稚兒として健康の保護、養育及遊戲に關する保護並に幼兒教育等が極めて重要である。

第一、兒童保護の科學的研究

兒童保護問題の考察……上述の如く歐米に於て社會問題の根本として兒童保護問題が著眼され、多年兒童保護事業の施設と共に諸種の科學的研究を積み、斯業が益々學問的基礎を築き來つたのである。而して兒童に對する社會的保護の必要が大いに認められて來ると共に、兒童保護に關する社會國家の義務責任の觀念が大に發達し來つた。斯くて社會改善

の政策が進歩すればする程兒童に對する責任の發達を見る事となり、兒童に對し社會國家が極めて多くの權利を與ふる事となりつゝある。

兒童保護に關する今日迄の攻究の結果について考ふるに第一の問題は兒童の生命の保全である。

即ち母胎に宿り誕生すると共に與へられたその生命を力弱き兒童期の間最も適當に保全する事である。さうして兒童の生命保全に關する問題は第一に生命の統計的考察即ち出産、死亡、疾病等に關する調査に依りて研究の基礎を與へられた。

生命の保全に次いでの問題は健康保全である。兒童將來の發達の爲めに最も大切なるは心身の健康より大なるはない。健康なくては教育、訓練共に不可能である。兒童は強壯なる大人に成長すべき充分の機會と身體的訓練を與へられねばならぬ。今日の劇しい競争と社會的産業的生活の新要求により成長する兒童のために身體的準備をなさねばならぬ。斯くの如き兒童の生命及び健康の保全即ち保健問題の研究が兒童保護の基礎を成した。次に遊戯は兒童の基本的本能の一つであり、兒童生活の重要な部分である。遊戯は兒童の身體的精神的發達を増進し、社會

的道德的向上に大切な要素である。兒童が大人となる準備として最も重要なものは以上の如き兒童の心身の發達と共に教育的基礎を與ふることである。即ち文字、技藝の訓練及び道德的教育である。今日の複雑な社會生活に於て教育は驚くべき重要な位置を占める。然るに斯る教育は兒童の學齡に達するを待つて俄かに授くべきものでなく、幼兒の知識的發達が其の基礎を成す。故に幼兒の保健及び遊戯の保護と相俟つて幼兒教育が完全に普及せねばならぬ。以上は幼兒保護の一般的問題であるがこれと共に特殊なる兒童即ち家庭的頼りを失ひ又は放棄せられたる兒童等の特殊なる保護が亦極めて重要である。然し是等特殊の問題はこれを別に考ふることとする。

(一) 兒童の生命保護の問題

兒童の生命に關する生活問題を審議するに於ては出生率及び死亡率を以て始めることが便利である。出生率の高低が必然的に死亡率の高低を意味せぬが、これらが相俟つて幼兒死亡を限定し、さうして兩者間の實際の關係が剩餘人口の基礎となる。

然るに、今は詳細な敘述の餘裕がないから、本邦

の人口統計的觀察と兒童死亡率低減の條件如何について少く考察することとする。

一、本邦の人口統計的觀察

人口自然増殖率……本邦に於ける人口の増殖の近き既往の最高率は明治四十四年の一三・九(人口千に付)であつたが、大正六年には一一・〇にして同五年よりも〇・二低く明治四十四年に比すれば二・九低い。大正七年の増殖率は僅か五・四のみである。斯く我邦の人口増殖率は減少の傾向にある。然るに歐洲は人口自然増殖率の減少を伴はない。是歐洲に在つても生産率は低下の趨勢を認むるけれども、死亡率がより以上低下しつゝある故である。

國民健康の低下……本邦人の平均年齢は年々短縮する傾向がある。是は本邦人の體質が年々衰へて來る結果である。國家の隆盛と富の本源は國民健康の増進にある。然るに我邦國民一般の健康状態は近年著しく退歩し、平均年齢は以前三十三歳であつたものが大正三年度には二十七歳強に下り、壯丁標準身長は以前五尺以上であつたものが五尺以下となり、その體量は明治四十三年度には四年以前に比し平均

一人につき九十四匁を減じて居る斯る状態は國民活力の消長上由々しき事實であつて識者は其原因を究め是を防止する途を講せねばならぬ。然るに斯る悲むべき状態より國家社會を救ふべき根本方策は實に、兒童保護問題である。

生産死産及び死亡の趨勢……本邦に於ける明治三十二年より大正七年に至る二十ヶ年間の生産、死産及び死亡の概況を示せば左の如し。

一、生産率。

本邦に於ける生産率は大體に於て高率であつて明治四十四年の人口千に付三四・〇が最高で明治四十四年以後低下し大正四年には三三・一、大正五年には三二・七、大正六年には三二・四、大正七年には三二・二であつて近時生産率低下の傾向がある。これは極めて重大問題である。

一九〇六年より一九一〇年に至る五ヶ年間平均によれば埃太利、匈牙利、獨逸は本邦よりも生産率高く、英佛二ヶ國は低く、伊太利は本邦と同率である。

二、死亡率。

明治三十五年の人口千に付三・四が最高で、明治三十八年の三・〇が最低である。大正元年以後は常に

三・〇以下となり、大正四年二・六、大正六年二・五と漸次低下しつゝある。

三、死亡率。

一般死亡率は明治四十二年には人口千人に付二一・九にして大正二年の一・九、四迄漸次低下したるも同三年に上昇し、四年僅かに低下し五年稍々上昇し六年僅かに低下し七年俄然上昇し二六・八となり之を最高とす(但し流行性感冒の影響も加つた)本邦に於ては生産率は既に低下しつゝあり死亡率は却つて最近に於て著しく上昇しその高位を持續して居る。

斯の如きは寔に重大事である。歐洲に於ける死亡率の低下は小兒死亡及び青年者の死亡減少に由るも、本邦に於ては之と全く反對に總死亡率の増加は主として小兒及び青年の死亡増加に由るものであつても寒心に耐へない。

四、乳兒死亡率。

我邦は二十世紀初頭迄は一歳未満の乳兒死亡率の低きを以て歐米各國に優つたが爾後その率増加し來つた。最近十五ヶ年間(明治三十七年より大正七年に至る)の乳兒死亡率(生産千に付)を見れば明治四十年の一・五一が最低で漸次上昇し大正六年には一七・三

の高率を示し大正七年には一八九となつた。

我邦は文明國中最高の乳兒死亡率を示し、歐洲三國に於ける五十年前にも比すべき不良の状態である尙ほ生後一ヶ月以内の死亡率が最も高きことは各國共通の事實であるが我邦の如く高率なのは稀である、我邦では明治三十二年より大正二年に至る十五ヶ年間の乳兒死亡中一ヶ月以内の死亡率は四八・八に達す。

五、小兒死亡率

一歳以上五歳迄の小兒死亡の各年齢級に於ける本籍人口に對する比數は次表の如くである。

年 別	一歳以上五歳迄の各年齢級に於ける本籍人口に對する比數					計
	一歳より二歳	二歳より三歳	三歳より四歳	四歳より五歳	五歳	
自明治三十二年	三八・九	二七・六	一八・七	一二・三	二四・九	
至同三十六年	三九・七	二七・三	一八・五	一二・四	二五・一	
自同三十七年	四七・八	二七・五	一六・九	一〇・八	二六・四	
至同四十二年	五二・〇	二九・〇	二八・八	一二・三	二八・四	
自同七三年						

明治三十二年以降五年毎に於ての一歳以上五歳迄の小兒死亡の各年齢級に於ける率は二歳以上は皆減

少しつゝあるも一歳以上二歳未満の死亡著明に増加しつゝあるを以て一歳以上五歳未満の計に於て漸次増加の傾向を示した。即ち最低二四・九最高二八・四である。乍然大正三年乃至七年は孰れの年齢階級に於ても増加し最高率を示すに至つた。是等幼児の死亡率も歐洲諸國に比し著しき高率である。

六、産婦死亡率。

産婦の死亡率に於ても年々六萬三四千人を數へ人口十萬人に對し一三・三の割合を示す。是れ亦伊、佛、普、英、新地蘭等に比し著しく高率では等諸外國中伊は最低にて八・九新地蘭は最高であるが二・九に過ぎない。

本邦の胎兒及乳兒死亡率と外國との比較……別項記述の如く我邦に於ては死産、産婦の死亡及一ヶ月以内の乳兒死亡等が何れも他の文明諸國に比し著しく高率である。これによつて見ても我國に於ては母體及胎兒等の保護が極て不行届な事が明かであつて母性保護は我邦に於て最も重大緊要な問題である。

左表の如く歐洲各國に於ては一歳未満の乳兒死亡率は二十年前には新地蘭を除く外は、大低我邦と大差なく且つ獨逸、伊太利殊に壤地利の如きは其率が

我邦よりも高かつた。然るに是等歐洲の文明國に於ては斯く乳兒死亡率の高きことは國家民族の消長に關し最も重大の問題であることを認め胎兒並乳兒の保護に對し非常の努力をなした。其結果二十年此方上記歐洲諸國は勿論其他歐米の文明國は何れも漸次乳兒死亡率は一時僅かに低減したるも後年々増加の傾向を示す。即ち最近大正四年に於ては生産千に對する死亡一六〇翌年には一七〇となり更に次第に増加の傾向がある。且つ都市に於ては一層甚だしく歐米の大都市に比し實に夥しき高率である。外國にても一九一三年(大正二年)には何れも多少の増加を見たが、其後の數年間に於ては世界大戰中も英佛白の如き却つて乳兒死亡率の減少を示した。

各國乳兒(一歳未満)死亡率

比較 (生産千に付)

日	本	英	佛	普	美	獨逸	新地蘭
一九一三年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一九一四年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一九一五年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一九一六年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一九一七年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一九一八年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一九一九年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一九二〇年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一九二一年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一九二二年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一九二三年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一九二四年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一九二五年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一九二六年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一九二七年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一九二八年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一九二九年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三
一九三〇年	九二	四三	四三	四三	四三	四三	四三

白	塊	ニ	諸	瑞	和	獨	伊	佛	英
耳	地	ュ	威	典	蘭	逸	太	蘭	吉
義	利	ー	七	七	九	七	利	西	利
一	一	シ	二	二	九	〇	一	一	一
三	〇	ラ	七	七	九	二	五	八	〇
七	九	ン	六	五	〇	六	五	二	九
三	八	ド	二	二	〇	二	四	二	五
四	九		六	七	八	二	二	二	三
一	〇		八	七	二	二	二	一	〇
六	七		五	二	七	九	五	七	三
七	〇		六	七	三	二	三	八	〇
			八	〇	七	九	七		五
			五	七	八	二	三		二
			九	〇	七	五	七		〇
			六	七	九				二
			八	七	二				〇
			五	〇	九				九
			〇	〇	五				六
			五	七	二				
			〇	〇	九				
			五	七	二				
			〇	〇	九				
			五	七	二				
			〇	〇	九				

各國都市に於ける乳兒(一歳)
未滿)死亡率比較 (生産千に付)

東	大	京	市	乳兒死亡率	調	查	年	度
東	大	京	市	一七七・八	大	正	六	年
大	阪	市	二五四・四	同				
京	都	市	二〇二・二	同				
古	屋	市	一六四・二	同				

横	神	倫	組	リ	モ	ブ	エ	コ	ベ	ス	バ	セ	ク	デ	ホ	パ	シ	バ	ヨ
濱	戶	敦	育	ン	ント	カ	ザ	ッ	ル	ト	ン	ン	リ	ト	ス	ッ	カ	ル	ク
市	市	市	市	(米)	(加奈陀)	(ルーマニア)	(英)	(丁抹)	(瑞西)	(瑞典)	(加奈陀)	(アイス)	(グランド)	(イ)	(ト)	(アロー)	(モゴ)	(英及ス)	
一九八・九	二一五・〇	一〇七・九	九一・七	一一〇・〇	一八五・八	一九〇・四	一〇〇・〇	一〇三・六	八一・〇	八〇・一	六一・七	九四・四	九七・四	一〇〇・七	一一四・八	一一二・五	一一三・三	一四七・七	
大正六年	同	一九一八年(大正七年)	同年(同)	一九一六年(大正五年)	同年(同)	一九一四年(大正三年)	一九一六年(大正五年)	一九一四年(大正三年)	一九一六年(大正五年)	一九一四年(大正三年)	一九一六年(大正五年)	一九一八年(大正七年)	同	同	同	同	同	一九一八年(大正七年)	

アムステルダム(和蘭)	六四・九	一九一四年(大正三年)
マンチエスタ(英蘭及ウエールス)	一〇七・〇	一九一八年(大正七年)
バーミンガム(同)	九七・〇	(同)
ブリストル(同)	九二・〇	(同)
ニューカッスル(同)	一〇八・〇	(同)
ダーリントン(同)	一一四・〇	(同)
リヴァプール(同)	一二六・〇	(同)
セフイーールド(同)	一二八・〇	(同)
ワールリントン(同)	一〇一・〇	(同)
リンコルン(同)	七三・〇	(同)
オクスフォールド(同)	六二・〇	(同)
カンターベリー(同)	五八・〇	(同)
ブレーメン(獨逸)	一四八・五	一九〇四年(明治卅七年)
ミュンヘン(獨逸)	二一〇・一	一九〇八年(明治卅七年)
ライプチヒ(同)	二〇三・七	五箇年平均(同)
ハンノヴェー(同)	一五五・五	(同)
スツットガルト(同)	一八〇・二	(同)
ストラスブルグ(同)	一八九・六	(同)
ハンブルグ(同)	一六〇・一	(同)

フランクフルト(獨逸)	一四九・九	一九〇四年(明治卅七年)
ドレスデン(同)	一七六・九	一九〇八年(明治卅七年)
ケルン(同)	二〇九・五	五箇年平均(同)
ブレスラウ(同)	二二二・一	(同)
アルトナ(同)	一七八・八	(同)
伯林(同)	二二八・五	(同)

我邦は古來母乳哺育が廣く行はれ而も哺乳期間の長いことは乳兒保育上外國に比して大いに優つた特長である。内務省の調査に據れば乳兒の約七割は母乳哺育である。然るにそれが外國に於ては約二・三割内外に過ぎぬ。母乳哺育が乳兒死亡の減少の上に如何に有效なるかは明かな事實である。それにも拘らず。母乳保育の行はれ難き歐米諸國の方が我邦よりも乳兒死亡率の著しく低減したのは全く胎兒、乳兒等の保護に各國共非常な力を用ひ來つた結果である。然るに我邦に於ては斯く乳兒の死亡が夥しく高率にして而も年々増加の傾向がある。且つ乳兒死亡の多き地方は壯丁の體位も劣ること事實の示す處である斯くの如きは實に國力消長上の重大問題であつて、これが爲め我邦に於て大いに胎兒乳兒及幼兒の保護の運動及保護施設の勃興を促さねばならぬ。